

性犯罪・性暴力対策の抜本的強化を求める緊急提言

現状と今後の方針

令和2年6月5日 自由民主党政務調査会

- ▶ 平成29年刑法改正後も悲惨な性被害が後を絶たず、親族や教師・コーチ、施設職員など一定の地位関係性を利用した性犯罪において、未成年者や障害者など弱い立場の者が被害に遭う現状は看過できない。
- ▶ 性犯罪・性暴力の撲滅に向けた社会的な気運が高まる中、政府では、関係府省庁会議が設置されて性犯罪・性暴力対策を抜本的に強化するための取組の検討が進められ、刑事法の検討については、刑事法検討会の開催が決定されている。
- ▶ **令和4年度末までの3年間を「性犯罪・性暴力対策の集中強化期間」と位置付け**、関係府省庁が連携し、被害・加害の実態や特性を踏まえ、刑事法の検討、再犯防止、被害者支援、教育・啓発等の各観点から、抜本的な対策強化のための**「強化方針」を策定し、必要な制度や予算確保**を通じ、その効果を把握しながら、**各施策を強力に推進**していくべきである。

具体的な施策（「5本の柱と12の施策」）

1 刑事法の在り方・運用の検討とその成果の実現

① 刑事法の在り方の検討と法整備に向けた取組

- ・ 刑事法検討会においてスピード感を持って十分な検討を行い、その検討結果を基に、速やかに法制審議会に諮問するなど法整備に向けて確実にステップを進め、必ずその成果を実現させる

② 刑事法の運用の在り方の検討と実施

- ・ 司法面接の対象を児童のみならず障害がある被害者に拡大するなど、設備の整備や研修のため必要な予算の確保と併せて、供述に困難を抱えた被害者の事情聴取の在り方等につき、より一層適切な運用を検討した上で、適切に実施

2 性犯罪の繰り返しをゼロにするための施策

③ 性犯罪者に対する専門的なプログラムの拡充

- ・ 矯正施設及び社会内の双方で実施されている専門的なプログラムについて、効果検証の結果や諸外国の知見も踏まえ、拡充に向け検討

④ G P S 機器の装着等の新たな手法の調査検討

- ・ 諸外国の最新の制度・運用や技術的知見を幅広く調査し、その結果を踏まえて、性犯罪により有罪判決が確定した者にG P S 機器装着を義務付けるなどの新たな手法を検討

3 被害申告・相談をしやすい環境の整備

⑤ 被害届の即時受理の徹底

- ・ 性犯罪に関する被害の届出について、明白な虚偽等の場合を除き、即時に受理することを更に徹底

⑥ 女性警察官の配置促進等

- ・ 女性警察官の配置促進 ・ 二次的被害防止のための警察官の研修の充実
- ・ 性犯罪被害者相談電話につながる全国共通番号の周知徹底

⑦ 被害者がワンストップ支援センターにつながるための体制の強化

- ・ 全国共通の短縮番号の導入やフリーダイヤル化 ・ 学生や関係機関等への相談先番号等の周知
- ・ SNS相談の本格実施や夜間休日コールセンターの設置 ・ 地域の実情に応じたセンターの増設

4 切れ目のない手厚い被害者支援の確立

⑧ ワンストップ支援センターと病院等地域の関係機関との連携強化

- ・ 公立・公的病院を始めとした病院への設置、地域の中核的病院との連携 ・ 専門的支援員の確保・研修

⑨ 中長期的な支援体制の確立と被害当事者の負担の軽減

- ・ 医師等専門職の育成と適切な処遇の検討 ・ 福祉部局との連携 ・ 被害当事者の医療関係経費等の負担軽減

5 教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と予防

⑩ 年齢に応じた「生命の安全教育」の推進

- ・ 「生命の尊さ」を学ばせ、誰もが「被害者にならない」「加害者にならない」「傍観者にならない」ための教育を実施
- ・ 工夫した教材等の作成 ・ 研修等を通じた性被害についての教員の理解促進

⑪ わいせつ行為等に及んだ教員への対処の厳格化

- ・ 児童生徒へのわいせつ行為に及んだ教員を原則懲戒免職とすることや告発を必ず行うことを各教育委員会に徹底
- ・ 過去懲戒処分等を受けた者の教員免許状の管理等を厳しく見直すべく検討

⑫ 社会全体への啓発の徹底強化

- ・ AV強要問題への対応を含め、入学・進学時期である毎年4月など、機会を捉えた広報啓発活動の徹底強化